

医政発 0208 第 5 号  
令和 3 年 2 月 8 日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う  
医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

感染の危険のある寝具類の洗濯については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 11 年法律第 104 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されている寝具類は、医療機関内の施設において消毒を行わなければ、外部委託できないこととしています。

また、感染症法第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されている寝具類以外の感染の危険のある寝具類の洗濯については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「課長通知」という。）により、やむを得ない場合には、一定の措置を行った上で、医療機関内の施設において消毒を行わずに外部委託できることとしています。新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯については、新型コロナウイルス感染症は感染症法第 6 条第 8 項の指定感染症に該当することから、その取扱いについて、「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。以下「事務連絡」という。）により示しているところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、令和 3 年 2 月 13 日に施行されること、改正法により感染症法の一部が改正され、改正法の施行日より、新型コロナウイルス感染症は感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置付けられることとなります。

局長通知により、感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の病原体

により汚染されている寝具類は、医療機関内の施設において消毒を行わなければ、外部委託できないこととされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、改正法の施行後においても医療提供体制の確保を図るため、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、管下医療機関に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

## 記

- 1 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類については、局長通知の第三の8(1)イ①の記載に関わらず、その洗濯を外部委託できるものとして、課長通知の第八の3(2)により取り扱って差し支えないこと。
- 2 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の詳細な取扱いについては、事務連絡を参照すること。
- 3 この取扱いは、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえた暫定的な取扱いであり、平時における取扱いに及ぶものではないこと。

(参考)

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知)

第三 業務委託に関する事項

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

○病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

- (2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)